

鹿嶋基署発 1102 第 1 号

平成 29 年 11 月 8 日

各関係団体の長 殿

鹿嶋労働基準監督署長

職場における労働災害減少に向けた緊急要請について

立冬の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における平成 29 年の労働災害の状況は 10 月末現在において、1 人の尊い命が失われ(前年対比で 4 人減)、また、休業 4 日以上については、232 人発生(前年対比で 25 人増)するなど、死亡災害は減少しているものの、休業 4 日以上の災害が大幅に増加しており、憂慮すべき事態となっています。

この傾向は全国的にも同様であり、休業 4 日以上の災害増加に加え、特に死亡災害が前年対比で 9.6%(8 月末の速報値)と大幅に増加しています。

このような状況から、別添のとおり職場における労働災害減少に向けた緊急要請をいたしますので、貴団体としての取組みを強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の配慮をお願いいたします。

職場における労働災害減少に向けた緊急要請

鹿嶋労働基準監督署管内の労働災害は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には減少してきておりますが、本年の休業4日以上の死傷者数は、10月末現在、232人と対前年比で25人(12.1%)増加しており、製造業では9人(15.3%)、建設業では3人(7.7%)、運輸・貨物業では13人(50.0%)、接客娯楽業では8人(100.0%)と大幅に増加しています。

なお、死亡者は、1人と対前年比で4人の減少となっておりますが、建設業で高所からの墜落により1人が死亡されています。

労働災害の発生状況をみますと、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことで発生したものが少なからず認められ、全産業で「墜落・転落」による被災者が12人(27.3%)増、「はさまれ・巻き込まれ」による被災者が11人(42.3%)増と大幅に増加し、企業の景況感が改善する中、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

鹿嶋労働基準監督署では、第12次労働災害防止計画で、死傷者数を平成24年比で平成29年までに20%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度であり、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならず、特に死亡災害や重篤災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、基本的な安全活動の着実な実施・確認、そしてその繰返しという原点に立ち返っての安全衛生活動を今一度総点検していただき、そして、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 全ての労働者に対する雇入れ時教育等を徹底するとともに、実効ある安全衛生教育を実施すること

平成29年11月8日

鹿嶋労働基準監督署長 関 英之

要 請 事 項

1 共通取組事項

労使をはじめ、関係者が一体となって労働災害防止に努めること
特に、不安全状態の是正と不安全行動を防止すること

このため

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者()等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 全ての労働者に対する雇入れ時教育等を徹底するとともに、実効ある安全衛生教育を実施すること

安全推進者

法令で安全管理者、安全衛生推進者の選任義務のない業種であって、常時 10 名以上の事業場について、「安全推進者」である安全担当者を配置し、次の職務を行わせることで、事業場の安全管理体制を充実させ、労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的としてガイドラインで定められた。

職務 職場環境及び作業方法の改善に関すること、労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること、関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

第 12 次労働災害防止計画で重点業種である小売業(安全管理者等選任義務のある各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は除くこととなります)、社会福祉施設、飲食店は重点的にガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとされています。

2 死傷災害が増加し、全国的に死亡災害が増加している業種での取組のポイント

製 造 業

機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」

リスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の実施

運転を停止させる等、安全な状態での非正常作業実施の安全教育とその確認や指導

高経年設備に対する優先順位を付けた点検・補修などの実施

建 設 業

屋根や梁、足場、はしご、脚立などからの「墜落・転落」

高所作業での作業床や手すりの設置、安全帯の着実な使用、はしご、脚立は、転倒や滑動防止をも講じた墜落・転落防止対策の実施

建設機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」

労働者の立ち入り制限、誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施

交通事故（道路）

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

道 路 貨 物 運 送 業

荷役作業時などの「墜落・転落」

荷役 5 大災害防止対策チェックリストを活用した荷役作業での安全対策の実施

交通事故（道路）

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

林 業

伐木などによる「激突され」

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策の実施

関係団体等名簿

	団体名
1	(一社)鹿島労働基準協会
2	建設業労働災害防止協会 茨城県支部 潮来・鉾田分会
3	建設業労働災害防止協会 茨城県支部 鹿島分会
4	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 茨城県支部 鹿行支部
5	林業・木材製造業労働災害防止協会鹿島分会
6	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 千葉総支部 鹿島支部
7	鹿嶋労働基準監督署管内 プレス災害防止協議会
8	鹿泉会安全連絡会
9	新日鐵住金鹿島連けい会社 安全衛生推進会(鹿連会)
10	鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会
11	鹿島西部地区保安対策協議会
12	波崎地区企業連絡会
13	波崎水産加工業協同組合
14	茨城南部工業協同組合
15	潮来工業団地連絡協議会
16	上山鉾田工業団地連絡協議会